令和元年度介護サービス事業所に対する実地指導の結果について

1. 実地指導の実施状況

　令和元年度の実地指導実施状況については次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 実施数 |
| 訪問介護 | ２ |
| 通所介護 | １ |
| 居宅介護支援 | ４ |

1. 主な指摘事項

　令和元年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例は、以下の通りです。

|  |
| --- |
| **アセスメント項目毎に介助の程度の記載のみで、どのような課題分析が行われ居宅サービス計画に反映されたのか確認できない事例があった。**  **（条例第21条第4号、解釈通知第2の3(8)⑥、省令第13条第6号）** |
| 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 |
| **居宅サービス計画に医療系サービスを位置付けているが、主治の医師等と連携して作成されたか確認できない事例があった。**  **（条例第21条第20号）** |
| 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。 |
| **指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者及び家族の個人情報を用いているが、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ていない事例があった。**  **（条例第26条第3項）** |
| 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。 |
| **訪問介護員の人員配置が基準を満たしていない。**  **（条例111号第5条第1項、施行規則第3条）** |
| 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに訪問介護員等（指定訪問介護の提供にあたる介護福祉士または法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。）の員数は、常勤換算方法で2.5人以上とする。 |

**条例：**羽村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日条例第13号）

**条例111号：**東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）

**解釈通知：**指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日平11老企第22号）

**省令：**指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

**施行規則：**東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第141号）